

論 説

成人向け租税リテラシー教育の必要性と課題

—— 消費者保護としての租税教育 ——

酒井克彦

(中央大学法科大学院教授)

目 次

- I はじめに
- II 租税リテラシーレベルチェック
 - 1 租税リテラシーレベルチェックの概要
 - 2 調査内容及び結果
 - 3 小括
- III 必要とされる租税リテラシー
 - 1 会計業務専門会社への依頼
 - 2 高名な税理士の助言
 - 3 米国財務省証券事件
 - 4 交換によるマンション建設勧誘事件
 - 5 相続税対策不動産建設事件
- IV 消費者教育としての租税リテラシー教育
 - 1 成人向け租税リテラシー教育の対象者
 - 2 アンケート調査結果と属性
 - 3 中高齢女性の社会経験の乏しさ
 - 4 詐欺被害の状況との比較
 - 5 中高齢女性に対する租税リテラシー教育
- V 結びに代えて

I はじめに

従来から租税行政当局では租税教育に力を注いできているが、近年は日本税理士会連合会、法人会総連合、全国青色申告会総連合、全国間税会総連合会、納税貯蓄組合連合会などといった関係団体も租税教育に積極的に取り組んでいる。これは、政府税制調査会による平成22年12月付け「平成23年度税制改正大

綱」において、「租税教育の充実」が示されたこと⁽¹⁾の影響などもあると思われる。他方、令和元年9月には、政府税制調査会において「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」が発表され、高等教育段階や社会人への租税教育の重要性も論じられるようになり⁽²⁾、租税教育の対象者として社会人にまで目が向けられるようになってきている⁽³⁾。

もっとも、成人向けの租税教育は児童・生

(1) 平成23年度税制改正大綱(6頁)は、「本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。」と

している。

(2) 「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(23頁)は、「学校教育においても、将来の社会を担う子供たちが早くから税の意義・役割等について考える機会を持てるよう、租税教育を一層充実させる必要がある。高等教育や社会人のための学びの場等においても、このような取組が幅広く行われることが重要である」としている。

徒・学生に対するそれに比すると必ずしも充実した展開がなされてきているともいえない現状にあるといえよう。筆者は、社会の構成員たる成人に向けた租税教育は、「租税リテラシー教育」という性質を有するものと位置付け⁽⁴⁾、その観点からあるべき成人向け租税リテラシー教育はいかなるものかという点について検討を加えてきている⁽⁵⁾。

本稿は、その研究の一環として、近年実施した国民の租税リテラシーレベルチェックのアンケート結果を素材として、成人向け租税リテラシー教育の新たな方向感についての若干の問題関心を示すこととした。

II 租税リテラシーレベルチェック

1 租税リテラシーレベルチェックの概要

本稿で素材とする租税リテラシーレベルチェックの概要を見ておくこととしよう。民間調査会社の協力を得て、インターネットを活用し、おおむね次のような構成割合の対象者(1,500人)に対して、選択式での回答を求める形でアンケート調査を実施した。なお、当該調査では、年齢⁽⁶⁾や職業⁽⁷⁾、性別⁽⁸⁾についての偏りが無いよう配慮し、一定の回答率を得たいという考えから、調査内容をシンプルにし、かつ問題数を10問に絞ることとした。

調査仕様

- ・対象者：18歳以上の成人一般（ただし、税理士、公認会計士、マスコミ、調査業者を除く。）
- ・エリア：全国
- ・質問数：SCベース（属性を明らかにする質問）3問、本調査10問
- ・サンプル数：SC10000ss、本調査1500ss
- ・調査期間：令和4年7月～8月（8月31日納品）
- ・本調査に係る調査会社：楽天インサイト株式会社
- ・質問項目：事前に150名程度を対象にプレアンケートを実施し、質問内容の適格性チェックを行った上で、本調査10問に絞り込んだ。

(3) この点について、神津信一＝酒井克彦「〔対談〕租税教育の“これまで”と“これから”」税理65巻14号168頁（2022）参照。

(4) 本稿では、紙幅の制限があるため「リテラシー」なる用語の意味を巡る議論については深く言及しないが、差し当たり「よりよい生活を営むための

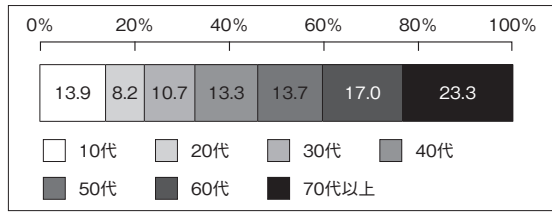
基礎的知識の活用能力」という程度の意味として使用している。樋口とみ子「リテラシー概念はどのように展開してきたか—よりよい生活を営む力」の育成をめざして—」日本家庭科教育学会誌62巻3号129頁（2019）も参照。

調査対象者の分布は以下のとおりである。

SC1. あなたの年齢をお答えください。

SA

	n	%
全体	1500	100.0
1 10代	209	13.9
2 20代	123	8.2
3 30代	160	10.7
4 40代	199	13.3
5 50代	205	13.7
6 60代	255	17.0
7 70代以上	349	23.3

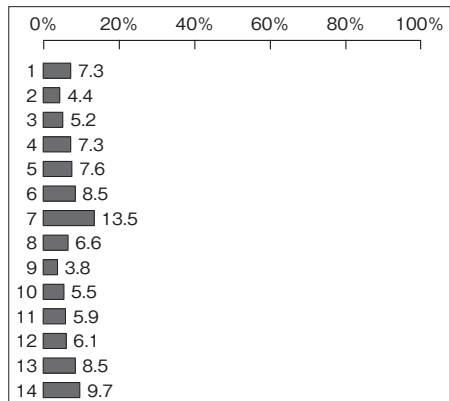


(5) 酒井克彦「シティズンシップ教育の実践としてのアクティブな租税教育」月刊税務事例50巻6号67頁(2018), 同「租税教育を包摂したアントレプレナーシップ教育」月刊税務事例50巻7号58頁, 同「アントレプレナーシップ教育の実践的租税教育」月刊税務事例50巻9号38頁(2018), 同「租税リテラシー教育のために検討されるべきプログラム(1)～(4・完)」月刊税務事例50巻10号37頁, 11号55頁, 12号47頁(2018), 同51巻5号37頁(2019), 同「成人向け租税リテラシー教育の費用は誰が負担すべきものか(上)(下)」月刊税務事例51巻6号45頁, 同7号68頁(2019), 同「租税教育費用に係る税額控除の創設提案」月刊税務事例51巻12号61頁(2019), 同「『夜活』活用による成人向け租税リテラシー教育」月刊税務事例52巻1号45頁(2020), 同「PTA活動における租税リテラシー教育」月刊税務事例52巻5号32頁(2020), 同「社員研修における成人向け租税リテラシー教育」月刊税務事例52巻6号39頁(2020), 同「社会人予備軍としての学生向け租税リテラシー教育」月刊税務事例52巻6号46頁(2020), 同「オンラインを活用した成人向け租税リテラシー教育の可能性」月刊税務事例52巻12号38頁(2020), 同「成人向け租税リテラシー教育(1)(2)一税ってなんだろ」月刊税務事例54巻7号47頁, 8号67頁(2022), 同「税理士の建議権からみた租税リテラシー教育論」税理61巻3号208頁(2018), 同「シティズンシップ教育としての租税教育」税理61巻4号160頁(2018), 同「投資教育としての租税教育」税理61巻6号168頁, 同「生涯教育としての租税教育」税理61巻7号156頁(2018), 同「租税リテラシー教育の実践に向けて」税理61巻8号155頁(2018)な

ど参照。

(6) 最若年は18歳, 最高齢は90歳で, 平均年齢は49.87歳であった。

	n	%
全体	1500	100.0
1 男性 10代	110	7.3
2 男性 20代	66	4.4
3 男性 30代	78	5.2
4 男性 40代	110	7.3
5 男性 50代	114	7.6
6 男性 60代	128	8.5
7 男性 70代以上	203	13.5
8 女性 10代	99	6.6
9 女性 20代	57	3.8
10 女性 30代	82	5.5
11 女性 40代	89	5.9
12 女性 50代	91	6.1
13 女性 60代	127	8.5
14 女性 70代以上	146	9.7

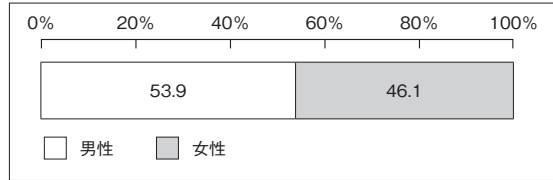


成人向け租税リテラシー教育の必要性と課題

SC2. あなたの性別をお答えください。

SA

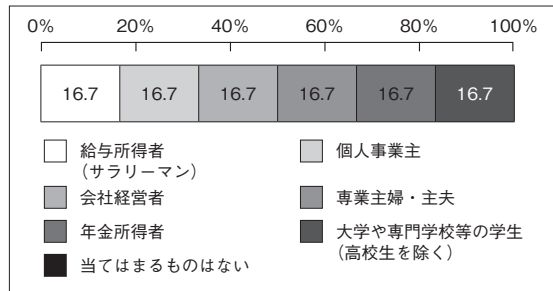
	n	%
全体	1500	100.0
1 男性	809	53.9
2 女性	691	46.1



SC3. あなたのご職業等を教えてください。2つ以上に該当する場合には、主たるものをご選択ください。

SA

	n	%
全体	1500	100.0
1 給与所得者（サラリーマン）	250	16.7
2 個人事業主	250	16.7
3 会社経営者	250	16.7
4 専業主婦・主夫	250	16.7
5 年金所得者	250	16.7
6 大学や専門学校等の学生（高校生を除く）	250	16.7
7 当てはまるものはない	0	0.0



クロス集計を取ると以下のとおりである（*■は全体+10ポイント以上，■は+5ポイント以上，■は-10ポイント以下，■は-5ポイント以下）。

- (7) 「サラリーマン」という表現は社会人ステレオタイプとの関係で問題視する向きもあるが、ここでは、一般の国民向け調査ということでより平易な表現として使用している。社会人ステレオタイプについては、例えば、上瀬由美子「大学生が抱く社会人・サラリーマンステレオタイプに関する予備的研究—描画を用いた検討—」情報と社会18号1頁（2008）参照。
- (8) なお、性別による振分けには議論のあるところであると思われるが、おおむね男女割合という形での属性を調査結果として把握したいという観点（後述）から性別確認も選択肢としている。See, It's 'so upsetting': Taylor Swift calls out 2020 census for 'brutal' transgender erasure (Patrick Ryan | USA TODAY) <https://www.usatoday.com/story/entertainment/celebrities/2020/06/26/>

stonewall-daypride-taylor-swift-obama-transgendernonbinary/3265657001/ [2023.3.4 visited]). 性別と性同一性に関する国勢調査2021の質問をどのように調査、開発、テストしたかという点でのイギリス国家統計局（Office for National Statistics）の「2021年国勢調査のための性別と性同一性の質問の開発」（“Sex and gender identity question development for Census 2021 – How we researched, developed and tested the Census 2021 questions on sex and gender identity.” (<https://www.ons.gov.uk/census/censustransformationprogramme/questiondevelopment/sexandgenderidentityquestiondevelopmentforcensus2021> [2023.3.4 visited])) も参照。

成人向け租税リテラシー教育の必要性と課題

		n	給与所得者 (サラリーマン)	個人事業主	会社経営者	専業主婦・主人	年金所得者	大学や専門学校等の学生 (高校生を除く)	当てはまるものはない
全体		1500 100.0	250 16.7	250 16.7	250 16.7	250 16.7	250 16.7	250 16.7	0 0.0
性別	男性	809 100.0	168 20.8	152 18.8	181 22.4	8 1.0	167 20.6	133 16.4	0 0.0
	女性	691 100.0	82 11.9	98 14.2	69 10.0	242 35.0	83 12.0	117 16.9	0 0.0
年代	10代	209 100.0	1 0.5	4 1.9	2 1.0	0 0.0	1 0.5	201 96.2	0 0.0
	20代	123 100.0	31 25.2	27 22.0	8 6.5	8 6.5	1 0.8	48 39.0	0 0.0
	30代	160 100.0	59 36.9	36 22.5	37 23.1	25 15.6	2 1.3	1 0.6	0 0.0
	40代	199 100.0	65 32.7	43 21.6	51 25.6	38 19.1	2 1.0	0 0.0	0 0.0
	50代	205 100.0	58 28.3	49 23.9	56 27.3	38 18.5	4 2.0	0 0.0	0 0.0
	60代	255 100.0	30 11.8	57 22.4	55 21.6	58 22.7	55 21.6	0 0.0	0 0.0
	70代以上	349 100.0	6 1.7	34 9.7	41 11.7	83 23.8	185 53.0	0 0.0	0 0.0
性年代	男性 10代	110 100.0	0 0.0	4 3.6	2 1.8	0 0.0	1 0.9	103 93.6	0 0.0
	男性 20代	66 100.0	20 30.3	10 15.2	6 9.1	0 0.0	1 1.5	29 43.9	0 0.0
	男性 30代	78 100.0	30 38.5	20 25.6	26 33.3	0 0.0	1 1.3	1 1.3	0 0.0
	男性 40代	110 100.0	49 44.5	24 21.8	35 31.8	1 0.9	1 0.9	0 0.0	0 0.0
	男性 50代	114 100.0	45 39.5	30 26.3	33 28.9	4 3.5	2 1.8	0 0.0	0 0.0
	男性 60代	128 100.0	19 14.8	39 30.5	38 29.7	2 1.6	30 23.4	0 0.0	0 0.0
	男性 70代以上	203 100.0	5 2.5	25 12.3	41 20.2	1 0.5	131 64.5	0 0.0	0 0.0
	女性 10代	99 100.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	98 99.0	0 0.0
	女性 20代	57 100.0	11 19.3	17 29.8	2 3.5	8 14.0	0 0.0	19 33.3	0 0.0
	女性 30代	82 100.0	29 35.4	16 19.5	11 13.4	25 30.5	1 1.2	0 0.0	0 0.0
	女性 40代	89 100.0	16 18.0	19 21.3	16 18.0	37 41.6	1 1.1	0 0.0	0 0.0
	女性 50代	91 100.0	13 14.3	19 20.9	23 25.3	34 37.4	2 2.2	0 0.0	0 0.0
	女性 60代	127 100.0	11 8.7	18 14.2	17 13.4	56 44.1	25 19.7	0 0.0	0 0.0
	女性 70代以上	146 100.0	1 0.7	9 6.2	0 0.0	82 56.2	54 37.0	0 0.0	0 0.0

成人向け租税リテラシー教育の必要性と課題

割付	給与所得者 (サラリーマン)	250 100.0	250 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	個人事業主	250 100.0	0 0.0	250 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	会社経営者	250 100.0	0 0.0	0 0.0	250 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	専業主婦・主夫	250 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	250 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	年金所得者	250 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	250 100.0	0 0.0	0 0.0
	大学や専門学校等の学生 (高校生を除く)	250 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	250 100.0	0 0.0

2 調査内容及び結果

まず、上記の仕様に基づく租税リテラシーレベルチェック⁹⁾を実施した結果について、完結に示すこととしたい。

第1問は、納税者が「税金」と他の公的な負担とを区別して理解しているかどうかを確認する趣旨の下で作問したものである。社会保険料と交通反則金についての記述として正しいものを選択させる問いであるが、選択肢としては、これらのいずれが税金かというものである。もちろん、④の社会保険料も交通反則金も「両方とも税金ではない」が正解であるが、正答率は必ずしも高くはなかった。今回のアンケート10問のうち、2番目に正答率が低かったものである（最も低かったのは源泉所得税の不服に関するQ7）。とりわけ、

社会保険料を税金だと思っている人が多いことが分かる。

社会保険を税としている自治体があることもその理由の一つであるとも思われるが、交通反則金が税金であると考えている者もそれなりに多いことを考えると（社会保険料と交通反則金の両方が税金だと回答した者（①の選択者）の割合は25.8%であり、交通反則金のみが税金であると回答した者（③の選択者）の割合9.9%と合計すると35.7%）、そのことのみが判断を誤らせた理由であるとは断言できないであろう。社会保険料負担が重くなっていることがいわば増税として認識されていることの表れであろうか。租税というものが反対給付を伴わないものであるという点についての国民の理解が必ずしも十分ではないという意味を見出すことができるかもしれない。

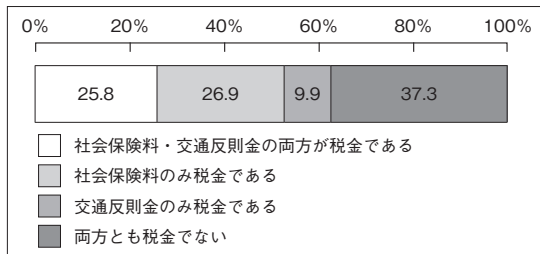
(9) 調査に当たっては、このような表現を使っていない。それは、被調査者が知識レベルなどを調査されると知ると、忌避されるおそれがあるとの経

験則による調査会社のアドバイスを受けたものである。

Q1. 社会保険料と交通反則金について、正しい記述はどれでしょうか？
 ※以下のものからあてはまると思うものをお選びください。

SA

	n	%
全体	1500	100.0
1 社会保険料・交通反則金の両方が税金である	387	25.8
2 社会保険料のみ税金である	404	26.9
3 交通反則金のみ税金である	149	9.9
4 両方とも税金でない	560	37.3



第2問は、税法が国会で決定されるという極めて基本的な事柄についての質問である。すなわち、「税金は税法に基づいて計算されますが、その税法はどこで決められるでしょうか？」との問いである。正答率が極めて低かった問いの一つである。

議員立法が極めて少ない現状をよく理解した上で、実態として租税法は財務省（主税局）で作られていると考えた者もいたのかもしれないが、それでも「国会」という選択肢（④）

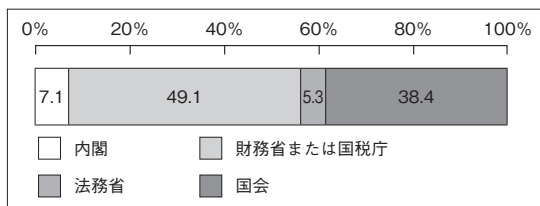
があるにもかかわらず、「財務省または国税庁」を選択している者が5割近く（49.1%）もいるという点は看過すべきではなかろう。正解である「国会」を選択したのは、38.4%にとどまる結果となっている。

クロス集計による分析を行うと、60代男性の正答率が63.3%だったのに対し、60代女性の正答率は28.3%となっており、性別に拠る差異も見受けられた。この点については後述することとしよう。

Q2. 税金は税法に基づいて計算されますが、その税法はどこで決められるでしょうか？
 ※以下のものからあてはまると思うものをお選びください。

SA

	n	%
全体	1500	100.0
1 内閣	107	7.1
2 財務省または国税庁	737	49.1
3 法務省	80	5.3
4 国会	576	38.4



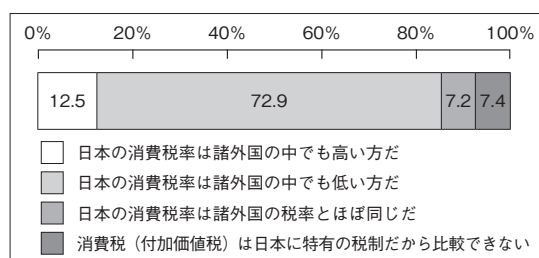
第3問は、日本の消費税率についての理解を確認するために行ったもので、「日本の消費税率について、諸外国と比較して正しい回答はどれでしょうか？」という問いである。この質問は、本調査を実施する前に行った試行

的（プレ）アンケートにおいても、正答率が高かったものである。正解は日本の消費税率は諸外国と比較すると低いという②であるが、72.8%の正答率を得ている。

Q3. 日本の消費税率について、諸外国と比較して正しい回答はどれでしょうか？
※以下のものからあてはまると思うものをお選びください。

SA

	n	%
全体	1500	100.0
1 日本の消費税率は諸外国の中でも高い方だ	188	12.5
2 日本の消費税率は諸外国の中でも低い方だ	1093	72.9
3 日本の消費税率は諸外国の税率とほぼ同じだ	108	7.2
4 消費税（付加価値税）は日本に特有の税制だから比較できない	111	7.4



第4問は、個人事業主に係る所得税法上の必要経費に関する質問である。「個人事業主である夫が、専業主婦である妻と小学生の子どもと3人で飲食した代金と税金の関係についてもっとも正しいと思われる取扱いはどれでしょうか？」という質問に対して、正解は、「領収書があっても原則として経費にはできない」(④) というものである。正答率は62.6%であった。なお、「個人事業主」とは、フリーランスの方や個人商店経営、農家、一人親方などのように、誰かに雇われることなく個人で独立して営業をしている人のことをいう旨を説明し、給与所得者と被ることがないという点について注意を付している。

結果としては、「領収書があれば、飲食代金のお金を経費にすることができる」(①) との

回答が16.3%、「領収書があれば、本人の分の金額に限って経費にすることができる（妻と子どもの部分は経費にできない）」(②) との回答が14.3%となっており、それぞれ1割以上の者が個人事業主の所得税に係る必要経費について誤解していることが判然とした。クロス集計を分析すると、内訳として、個人事業主（71.2%）や会社経営者（63.2%）の正答率が高かったのに対して、給与所得者（57.6%）と学生（46.8%）は低い傾向にあった。すなわち、給与所得者の4割強の者が、個人事業主は必要経費の算入について優遇されていると誤解しているという点が浮き彫りになった。今日的なクロヨン問題として検討の余地があるように思われる¹⁰⁾。

(10) 貝塚啓明東京大学名誉教授によると、クロヨン問題は単なる職種間の所得把握の差異というだけにとどまらず（貝塚『財政学〔第3版〕』205頁（東京大学出版2003））、脱税と関連している（同219頁）。なお、そこでは、旧来存在していた少額貯蓄・郵便貯金の限度額濫用も脱税の問題として整理されている。

職種間の所得把握の差異や脱税のしやすさという問題のほかに、一般の給与所得者が個人事業主

に対して、家計費を事業所得上の必要経費として算入しているのではないかと危惧や誤解があるとするならば、その観念が実態を表しているか否かとは別のところで、不公平観念が所在することとなる。適正・公平な課税の実現という文脈に「適正・公平な課税の実現」がなされていると思える人々の観念をも包摂する議論の必要性があるようにも思われる。

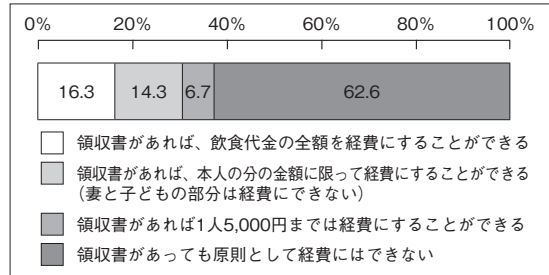
Q4. 個人事業主である夫が、専業主婦である妻と小学生の子どもと3人で飲食した代金と税金の関係についてもっとも正しいと思われる取扱いはどれでしょうか？

※なお、「個人事業主」とは、フリーランスの方や個人商店経営、農家、一人親方などのように、誰かに雇われることなく個人で独立して営業をしている人のことをいいます。

※以下のものからあてはまると思うものをお選びください。

SA

	全体	n	%
1	領収書があれば、飲食代金の全額を経費にすることができる	245	16.3
2	領収書があれば、本人の分の金額に限って経費にすることができる (妻と子どもの部分は経費にできない)	215	14.3
3	領収書があれば1人5,000円までは経費にすることができる	101	6.7
4	領収書があっても原則として経費にはできない	939	62.6



第5問は、個人単位課税についての理解を問うものである。「専業主婦が手作りの手芸作品を継続的にフリマアプリで売っているとします。年間で70万円の儲けがある場合、所得税の正しい確定申告の義務はどれになるでしょうか？」という質問である。「なお、夫はサラリーマンです。また、ここでの『儲け』とは、売上収入から材料代・商品発送料・アプリ利用手数料等を引いた残額（差し引きで手元に残った額）をいいます。」として、あえて、「所得」や「収入」という誤解を招来すると思われる用語の使用は避けている。

正解は、「所得税の確定申告義務がある」とする選択肢④であるが、一番多く選択された選択肢は、「夫の扶養範囲内であれば確定申告をしなくてよく、夫の扶養を外れる場合に確

定申告義務が生ずる」(①)であった(42.6%)。租税法について正しく理解している者からすれば、そもそも、選択肢の記載振り自体に疑問を持つ者もいるであろうが、「扶養」という概念に引っ張られてしまっている回答者が多かったのではないかと推察される。「夫の扶養」の意味を正確に理解していない者が多いことが分かるが、これはプレアンケートでも同様の傾向が出ていたものである。また、クロス集計を行うと、30代女性の正答率が特に低く、更には40代男性の正答率も低かったことからすれば、「夫の扶養」範囲内で妻が働くことを考えている世帯において誤って認識されていることが窺えそうである。「夫の扶養」という言葉が、誤った理解のまま独り歩きをしているともいえよう。

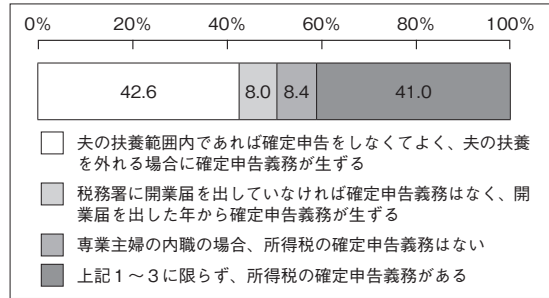
Q5. 専業主婦が手作りの手芸作品を継続的にフリマアプリで売っているとします。年間で70万円の儲けがある場合、所得税の正しい確定申告の義務はどれになるでしょうか？

※なお、夫はサラリーマンです。また、ここでの「儲け」とは、売上収入から材料代・商品発送料・アプリ利用手数料等を引いた残額（差し引きで手元に残った額）をいいます。

※以下のものからあてはまると思うものをお選びください。

SA

	n	%
全体	1500	100.0
1 夫の扶養範囲内であれば確定申告をしなくてよく、夫の扶養を外れる場合に確定申告義務が生ずる	639	42.6
2 税務署に開業届を出していなければ確定申告義務はなく、開業届を出した年から確定申告義務が生ずる	120	8.0
3 専業主婦の内職の場合、所得税の確定申告義務はない	126	8.4
4 上記1～3に限らず、所得税の確定申告義務がある	615	41.0



第6問は、「脱税をするとどのような制裁が課される可能性がありますか？」との問いである。正解は「懲役刑」(③)であるが、この正答率は69.5%と高いものであった。節税や租税回避という概念については理解できなくても、脱税の犯罪性については理解されているとみてよさそうである。今回の質問では問わなかったため、どのような行為が脱税

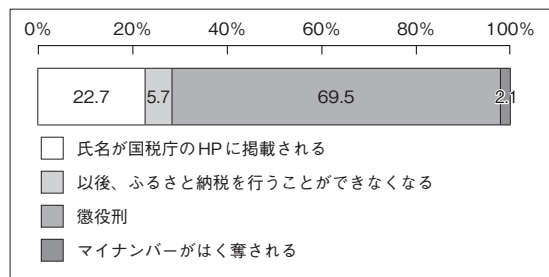
と認識されているかという点については本問からでは知ることができない。場合によっては、単なる経費計算の誤りなども脱税と理解している者がいるかもしれない。70%近い正答率があったものの、それでも「氏名が国税庁のHPに掲載される」と回答した者が2割以上(22.7%)いたという点も注目されるべきであろう。

Q6. 脱税をするとどのような制裁が課される可能性がありますか？

※以下のものからあてはまると思うもの1つだけお選びください。

SA

	n	%
全体	1500	100.0
1 氏名が国税庁のHPに掲載される	340	22.7
2 以後、ふるさと納税を行うことができなくなる	86	5.7
3 懲役刑	1043	69.5
4 マイナンバーがはく奪される	31	2.1



第7問は、不服申立てに関する質問である。「サラリーマンは給与の支払を受ける際、源泉所得税を天引きされます。では、この源泉所得税の計算に誤りがあると感じた場合、不服は誰に申し立てるべきでしょうか」との問いである。

この問題が、全10問のうち最も正答率の低いものであった。正解は「雇用主（源泉徴収義務者）」(③)であるが、32.0%の正答しか得られなかった。

誤りの多くは、税務署(①)を選択していた。また、17.4%の者が「国税不服審判所」

(2) を選択している。ここでは「不服」や「審判」というやや難しい文言に引きずられた可能性もあろう。国民の租税リテラシーレベルのチェックを行う問題としては難解であっ

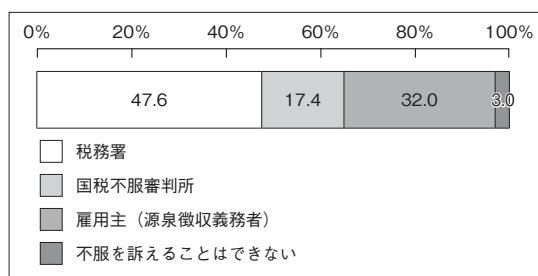
たと思われるが、限られた問題数の中でできるだけバラエティに富むよう考えて、正答率は低いと想定されたものあえて出題した。

Q7. サラリーマンは給与の支払を受ける際、源泉所得税を天引きされます。では、この源泉所得税の計算に誤りがあると感じた場合、不服は誰に申し立てるべきでしょうか。

※以下のものからあてはまると思うものをお選びください。

SA

	n	%
全体	1500	100.0
1 税務署	714	47.6
2 国税不服審判所	261	17.4
3 雇用主（源泉徴収義務者）	480	32.0
4 不服を訴えることはできない	45	3.0



第8問は、多くの国民に馴染みがあると思われる医療費控除についての問題である。「年間で一定の金額以上の医療費を支払った場合、所得税の確定申告をすることで医療費控除の適用を受けることができます。この医療費控除の対象となるものは次のうちどれでしょうか?」との問いに対して、「近眼のメガ

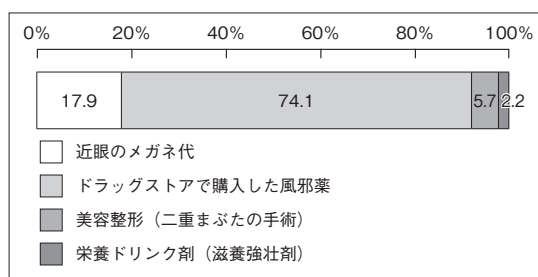
ネ」(1), 「ドラッグストアで購入した風邪薬」(2), 「美容整形(二重まぶたの手術)」(3), 「栄養ドリンク剤(滋養強壮剤)」(4)の選択肢を用意したところ、正答である2を選択した者の割合は74.1%であった。正答率が最も高かった設問である。

Q8. 年間で一定の金額以上の医療費を支払った場合、所得税の確定申告をすることで医療費控除の適用を受けることができます。この医療費控除の対象となるものは次のうちどれでしょうか?

※以下のものからあてはまると思うもの1つだけお選びください。

SA

	n	%
全体	1500	100.0
1 近眼のメガネ代	269	17.9
2 ドラッグストアで購入した風邪薬	1112	74.1
3 美容整形(二重まぶたの手術)	86	5.7
4 栄養ドリンク剤(滋養強壮剤)	33	2.2



正答が1つのみを選択する方式であったため、風邪薬以外を選ぶ者がいなかったのかもしれない。具体的な知識に裏付けされた正解

であるのか、消去法の帰結であったのかを判断しづらい結果となってしまった。もっとも、確定申告に関する情報といえば、テレビ、ラ

ジオ、新聞等のマスコミで最も代表的に取り上げられるのが医療費控除ではないかと思われる。そのような点を併せ考えると、国民向け情報提供の重要性が再確認されてもよいのかもしれない。

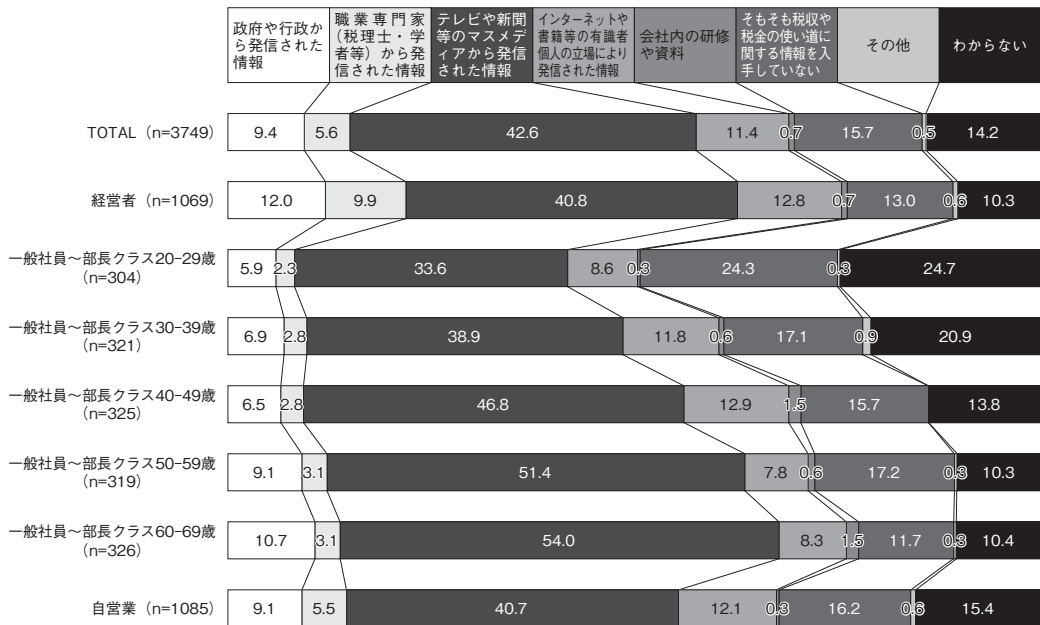
次に示す図表は、平成30年に東京税理士会の成人向け租税リテラシー教育検討委員会〔座長：筆者〕において行った租税リテラシーアンケート結果の一部である¹¹⁾。「収税や税金の使い道に関する情報の入手先について、普段あなたは何を頼りにしていますか？（最も多く利用している、あるいは当てはまると思うものを一つ選択）」との問いに対して、「①

政府や行政から発信された情報」や「②職業専門家（税理士・学者等）から発信された情報」、「④インターネットや書籍等の有識者個人の立場により発信された情報」、「⑤会社内の研修や資料」などの選択肢がある中にあって、最も多く選択された選択肢は、「③テレビや新聞等のマスメディアから発信された情報」であった（42.6%）。

このアンケート結果と上記第8問のアンケート結果とを併せ考えると、成人向け租税リテラシー教育における広報活動の重要性を看取することができよう。

Q7. 収税や税金の使い道に関する情報の入手先について、普段あなたは何を頼りにしていますか？（最も多く利用している、あるいは当てはまると思うものを一つお選びください。）

【表側】 *割合（7区分）



第9問は、税理士の無償独占についての質問であった。税理士という職業専門家に対する

理解がどの程度あるのかを問うためのものとして位置付けている。「所得税や相続税の納

(11) かかる調査結果については、酒井克彦「成人向け租税リテラシー教育の課題と展望」税法学586号

283頁（2021）、同「租税リテラシー教育検討委員会中間報告」税理62巻6号150頁（2019）参照。

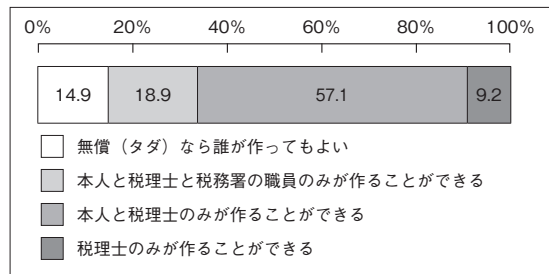
税義務のある人は、税務署に『確定申告書』を提出する必要があります。では、法律上、確定申告書を作ることが認められているのは次のうちいずれの者でしょうか？」というものであった。なお、国税局長が特に認めた者

を除く旨の注書きも付した上での質問であった。正答率は57.1%と比較的高かったが、無償であれば誰が確定申告書を作成してもよいという回答が15%近くあった点には注目すべきであろう。

Q9. 所得税や相続税の納税義務のある人は、税務署に「確定申告書」を提出する必要があります。では、法律上、確定申告書を作ることが認められているのは次のうちいずれの者でしょうか？
 ※なお、国税局長が臨時の場合として特に認めた者は除きます。
 ※以下のものからあてはまると思うものをお選びください。

SA

	n	%
全体	1500	100.0
1 無償（タダ）なら誰が作ってもよい	223	14.9
2 本人と税理士と税務署の職員のみが作ることができる	283	18.9
3 本人と税理士のみが作ることができる	856	57.1
4 税理士のみが作ることができる	138	9.2



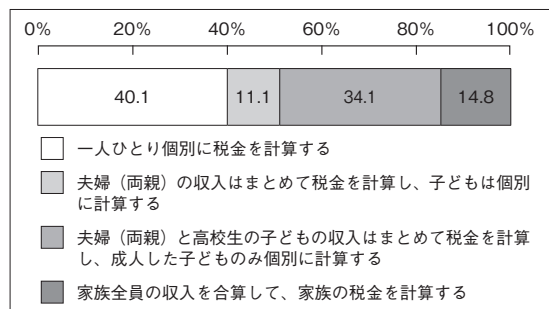
第10問は、個人単位課税制度を問う問題であった。「両親と成人した子どもと高校生の子どもがいる4人家族を考えます。全員それぞれに収入がある場合、所得税の計算はどのように行うでしょうか。」というものである。

高校生の子どものみ合算（③）が34.1%、家族全員の収入を合算（④）が14.8%であり、これらを合計すると半数近くが家族単位課税的な誤解をしていることが分かる。

Q10. 両親と成人した子どもと高校生の子どもがいる4人家族を考えます。全員それぞれに収入がある場合、所得税の計算はどのように行うでしょうか。
 ※以下のものからあてはまると思うものをお選びください。

SA

	n	%
全体	1500	100.0
1 一人ひとり個別に税金を計算する	601	40.1
2 夫婦（両親）の収入はまとめて税金を計算し、子どもは個別に計算する	166	11.1
3 夫婦（両親）と高校生の子どもの収入はまとめて税金を計算し、成人した子どものみ個別に計算する	511	34.1
4 家族全員の収入を合算して、家族の税金を計算する	222	14.8



3 小括

このように、全10問のアンケート調査の回答結果を確認した。おおむね想定されること

と合致していたものの、租税法が国会において制定されているという極めて基本的な事柄についての理解度が低い点や個人単位課税制度についての理解が及んでいない点などを

確認することができた。また、給与所得者の一定数が個人事業主の必要経費の算入について誤解をしているという点も明らかになった。

租税に関するリテラシーレベルをこれだけのテストで把握することは到底不可能であるが、医療費控除についての理解や消費税率についての理解など、一定のリテラシーレベルを確認することができる項目と、上記のように無理解や誤解が明確になった項目との経庭に関心を寄せる必要があることが判然とした。

より深い考察を必要とするが、医療費控除や消費税率などについての情報は、テレビなどのマスコミが頻繁に流している情報でもあるように思われる。その点、給与所得者が源泉徴収税額について不服がある場合の訴え先（訴訟ルート）のような知識はテレビなどのマスコミで触れることがまずないという点からすれば、成人向け租税リテラシー教育の展開を考えるに当たって、いわば広報活動との関わりが極めて重要であるというような差し当たりの仮説を立てることが可能であるように思われるのである¹²⁾。

Ⅲ 必要とされる租税リテラシー

次に、租税リテラシーの欠如が招来するであろう問題について、やや具体的に考えてみたい。別言すれば、必要とされる租税リテラシーについて、いくつかの事案を概観しながら考えることとしよう。

1 会計業務専門会社への依頼

(1) 東京地判平成28年10月12日

原告企業が会計業務を委託した被告企業に対して、消費税に関する助言等をすべき義務を怠ったなどと主張して損害賠償請求をした事例において、東京地判平成28年10月12日（判

例集未登載）は、原告の請求を棄却した。

被告は株式会社であって、税理士法人ではない。被告のホームページには、「会計サービス」と題するページにおいて「レギュラーサービス」として「月次の財務諸表の作成」、「税務申告のための財務諸表の作成」との記載があり、「税務サポート」として「税務申告書作成補助」との記載がある。そして、さらに下部に「税務サービス（提携先税理士事務所）」との表題の下に「税務相談・税務申告書作成・税務調査立合い 等」という記載がある。また同じく被告のホームページの「オールインワン・サービス」と題するページにおいて「経理・会計、給与計算、資金管理に加え、社会保険および税務サービス（提携先との連携）をシームレスなワンストップで提供します。」との記載があり、「プロフェッショナル・ネットワーク」と題するページにおいて「BPM〔筆者注：判決文からは明らかでないが、被告の略称と推察される。〕は、税理士や社会保険労務士、弁護士、行政書士といった専門家と提携し、プロフェッショナル・ネットワークを構成しています。」「個別契約を要望されるクライアントには、BPMが適切な専門家を紹介します。」との記載があったという。

東京地判は、「原告は、本件届出書提出等合意がなされた根拠として、原告が輸出中心企業であって被告もそのことを認識し、原告にとって本件届出書を提出したほうが有利であることは明らかであったことを主張するところ、……原告の業務は、客観的に平成24年及び平成25年においてはWP本社〔筆者注：ダ

12) 成人向け租税リテラシー教育と広報活動との関係については、酒井克彦「租税教育と広報広聴活動（上）（下）」月刊税務事例55巻3号41頁、同巻4号24頁（2023）も参照。

イヤモンド、ジュエリー製品、貴金属の売買及び輸出入並びにこれらに付帯する一切の業務を目的とする株式会社である米国企業 White Pine Trading LLC（以下「WP本社」という。）は原告の米国本社]への輸出が中心であって、特に平成24年はそれが100%であり、輸出中心であったこと、また平成24年段階でそのような業務が原告及びWP本社には想定されていたこと、よって原告にとっては本件届出書を提出したほうが経常的に還付を受けることができ税務上有利であったことが認められる。また……、H〔筆者注：被告企業の取締役〕は原告の平成24年における主たる業務が輸出であることは認識していたと認められる。しかしながら、……本件契約の内容が本件提案書……記載の会計業務のみであったと認められることも加味すると、税理士ないし税理士法人でない被告において、原告の業態であれば、消費税還付手続を行うために本件届出書を提出すべきであると判断し、それに従った業務を行うことが税理士法に反するかを検討するまでもなく、このことをもって、原告代表者の供述を裏付ける又は被告が原告のために消費税還付手続を行うことが合意されたと推認するとまではいえない。」とし、したがって、「本件全面的合意や本件届出書提出等合意があったとは認められないから、これらの合意があることを前提とした被告の債務不履行又は信義則上の責任に基づく原告の債務不履行請求又は不法行為請求は、その余の点を判断するまでもなく、いずれも理由がない。」とした。

また、本件届出書の提出が被告企業にとっての付随義務として、本件届出書提出等の義務を負うかについて、同地判は、「税理士又は税理士法人でない者は、税理士法に別段の定

めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない（税理士法52条）ところ、税理士業務には、他人の求めに応じ、租税（税理士法2条1項柱書括弧書記載のものを除く）に関し、税理士法2条1項3号に定める税務相談の事務を行うことを業とする場合の当該事務（税理士法2条1項及び同条2項）が含まれており、税務相談を税理士業務として税理士及び税理士法人の独占業務とする趣旨は、納税者からその個別的及び具体的な税務事案に関してとるべき態度につき回答を求められて応答する際に、応答者の知識不足により納税者をして誤らせることがないようにするためであると解される。そうすると、そもそも、原告において、税理士又は税理士法人ではない被告に対し、被告が本件届出書の提出が税務上原告に有利かどうかを判断することを前提とした本件届出書提出等を行うことを希望、期待したとしても、それに対し法的保護を与えることは、上記の趣旨を害する。特に、本件においては、……本件届出書を提出するか否かは将来の対象法人の事業をも斟酌して選択すべきものであるところ、被告は原告の業務の全体像を把握していなかったと認められることからすると、そのような状況で被告が原告に係る本件届出書を作成することはもとより、本件届出書提出等をする場合は、被告の税務に関する知識不足により原告の判断に誤りを生じさせかねず、上記趣旨に反することはなほだしというべきである。よって、本件において、被告が本件届出書提出等をするべき義務があったとは解されない。」とした。

いわば、原告としては被告会社が税理士や税理士法人ではないという点を十分に理解しておくべきであり、その理解がないがゆえに税理士や税理士法人に要求するレベルの節税

義務ないし節税措置を主張することはできないというのである。

前述の租税リテラシーレベルのアンケート調査結果を想起すると、確定申告書の作成など税理士にしかできない職務があること、税務相談についても同様に無償独占であることなどを知っていれば、計算業務のみを主な業務とする株式会社にも過度な期待をすること自体ができないというのは想像がつくであろう。ある意味では、納税者の租税リテラシーの欠如が招来した事例であるとみることもできなくはないように思われる。

(2) 東京高判平成29年3月22日

この事件は控訴されたところ、控訴審東京高判平成29年3月22日（判例集未登載）は、「本件は、本件届出書についての助言、準備及び提出が被控訴人の控訴人に対する契約上の義務であることを明記した契約書等の文書が作成されておらず、そのような義務を定める合意の有無について控訴人側の担当者と被控訴人側の担当者間で『言った』、『言わない』の論争が続いている事案である。我が国においては税理士又は税理士法人以外の者による税務代理・税務相談等が刑罰をもって禁止されるという規制（税理士法2条、52条、59条参照）がある中で、前掲各証拠によれば、被控訴人は多くの我が国の会計事務受託業者と同様に前記規制に抵触しないような慎重な業務運営を行ってきたことが、そのウェブサイトの記載……及び税理士業務は自らは行わない旨を折に触れて控訴人に告知していることからうかがわれるところである。他方、本件届出書は、青色申請書、本件10月12日提出3書類及び法人税延長申請書と異なり、その取扱いには資格のある税理士による専門的なア

ドバイスが求められる性質のものである。そうすると、その助言・提出を被控訴人が受託したと認定することは、被控訴人の前記業務運営の態様に照らし、文書などの確実な証拠がなければ、困難であるというほかはない。本件は、従業員数の少ない企業である控訴人が、帳簿付け・財務諸表作りその他の会計業務を被控訴人にアウトソーシングしようとしたことまでは理解が容易な事案であるが、税理士の専門的判断を要する本件届出書に関する事項についても控訴人が被控訴人に委託したとみるには無理が多い事案であって、請求棄却の結論となるのはやむを得ないところである。」とした。

このように控訴審においても、第一審原告の主張は排斥されているのである。この事案の背景にある問題として、税理士制度についてのより充実した租税教育・広報がなされていないという点が指摘され得る。原告がそれらの情報に触れていれば生じなかった事案であったかもしれない。

2 高名な税理士の助言

みなし譲渡課税事案に関与した税理士のアドバイスが問題となった事例として、東京地判令和4年2月14日（判例集未登載）がある。

本件税理士は、「原告父と原告長男との間に原告会社を介すれば、資本等取引として整理されることになるから、原告父及び原告長男においても、みなし配当の金額に対する課税以外の課税関係は生じない」とのアドバイスをしていたところ、同地判は、かかるアドバイスは、資本等取引が法人税法上の概念にとどまることを無視した法令解釈であるとした。

また、東京地判は、「原告父から会社への譲

渡価額」及び「会社から原告長男への処分価額」はいずれも1株1,500円とされているが、その金額は、「本件税理士が単に原告会社の株式の額面（1株当たり500円）に3を乗じて計算したものであった」と認定している。

このように、本件税理士が行った株価の算定方法はその根拠が不明確であるといわざるを得ないものであった。

加えて、本件税理士は、「税務署長等を歴任していた高名な税理士」であったとのことであったが、原告父や原告長男からは、「本件税理士のアドバイスを信じて、1,500円が株式の時価であり、1,500円で取引すれば税負担が生じることなどないと誤解していたから、本件自己株式取得等は私法上無効であり、無効な取引を前提とする処分も違法である」として錯誤無効が主張されている。

これに対して、東京地判は、原告父らが1株1,500円を適正な時価であると認識していたとは「にわかには信じ難い」として、「錯誤はなかった」と認定した。同地判は、その理由として、個別注記表に1株当たり差額が記載されていたことや、原告父らが会社の経営を担っていたことを挙げている。ここでは、高名な税理士のアドバイスだからそれを信じたという納税者の主張が排斥されたのである。そのような納税者の主張は安易には認められないという事例として注目したい。税理士の説明の真偽を見抜くことまでを一般の納税者に求めることは酷であるとも思われるが、この判決などを前提とすると、納税者にも相当レベルでの時価についての認識が必要であるということになる。

納税者も自らを守るために一定の租税リテラシーが要求されるということになろうか。

3 米国財務省証券事件

資産家である米国非居住者A（89歳の日本人女性）の養子となっていた米国居住者である原告（会社経営を行う日本人でAの孫）は、祖母かつ養母であるAの死亡による多額の相続税を心配していた。そこで、原告は、被告会社1の従業員に対し、Aが高齢であり健康状態も悪く死亡の可能性が高いと説明した上で、相続対策について相談したところ、同人から、Aが投資目的で米国財務省証券を取得した上で、その存命中に米国居住者である原告にかかる証券を生前贈与すれば、日米両国のいずれにおいても課税されないため、何らの税負担も負わないまま財産を相続できるとの節税対策の説明を受けた。

また、Aが長期の米国財務省証券を購入して即時に原告に贈与すると、日本の税務当局からかかる証券の購入・譲渡を現金贈与に対する贈与税の租税回避行為と認定されるおそれがあるため、被告会社1の従業員は、原告に対して、Aが購入する上記証券は満期が183日未満の短期の米国財務省証券とし、何回かにわたって購入した方がよいと説明した。

原告は、かかる節税対策を実行することとし、Aを代理し被告会社2との間で米国財務省証券の取得及びその後の贈与、証券の運用を実施する投資顧問契約を締結した。その後、Aは、かかる契約に基づいて被告会社1らグループの訴外証券会社から満期183日未満の米国財務省証券を購入した。

その後、かかる証券を原告に贈与する前にAは死亡した。ところが、連邦遺産税の免税対象となるのは、183日を超えて満期となる証券のみであることから、Aが購入した証券に対して連邦遺産税が課税されることとなった。

さらに、原告の実母が存命中であり原告はAの孫であったため、証券の相続については直接移転が生じたことと米国当局に認定され、世代省略譲渡税（generation skipping transfer tax：以下「GST税」という。）が課税されることが明らかになり、原告はこれらの各税合計4億円強の納税を余儀なくされた。

そこで、原告は、被告会社1に対し、被告会社1としては、原告に節税対策の勧誘を行い一定の社会的接触関係を形成したことに基づく信義則又は銀行の高度な注意義務が課されると主張して訴訟を提起した。すなわち、原告は、容易に調査できたGST税の存在や満期が183日を超える米国財務省証券を購入すれば連邦遺産税が課税されないことを説明する義務を被告会社1は負っていたにもかかわらずこれを履行しなかったとして、被告会社1に対し、説明義務違反及び銀行法違反による不法行為に基づく損害賠償を請求した。

また、被告会社2に対しては、主位的に、同社と締結した本件投資顧問契約は、節税のアドバイスを目的とするタックスアドバイザー契約あるいはそれを含んだ契約であるとして、説明義務違反による債務不履行解除及び債務不履行に基づく損害賠償を請求した。また、予備的に投資顧問業法上の投資顧問契約であったとして、説明義務違反及び投資顧問業法違反による不法行為に基づく損害賠償を請求した。

東京地判平成7年10月16日（判タ912号209頁）¹³は、「被告会社1及びその従業員らが、原告の右申入れを受けて承諾したのは、生前贈与を前提とする本件節税対策の説明の限度にとどまるものと認められる。」と認定し、「したがって、原告主張の信義則等を考慮しても、被告会社1の説明義務が生前贈与を前提

とする事項についてのみ生じると解さざるを得ず、贈与前に相続が発生した場合の相続税対策まで依頼を受けたものとは認められない以上、贈与前に相続が発生した場合をも想定して米国連邦遺産税やGST税に関する説明までなす注意義務を負っていたものと認めることはできない」と判示した。

さらに、被告会社2の債務不履行ないし不法行為責任については、「本件節税対策の説明を受けた後に、本件投資顧問契約を締結していることをも考慮すると、同契約は、原告主張のようなタックスアドバイザー契約又はこれを含むものとは認められないうえ、投資顧問業法上の投資顧問契約とも認められない」として、被告会社2の債務不履行ないし不法行為責任の主張は失当であると判示した。

4 交換によるマンション建設勧誘事件

土木建築工事の設計施工請負業を営む被告会社はK市内に土地を所有する原告1と原告2に対して、節税策として等価交換によるマンションの建設を勧誘した。そこで原告らは、昭和62年3月、被告との間で、原告らの所有する土地に、いわゆる等価交換方式により、譲渡所得に係る所得税等が課税されない形でマンションを建設する旨の業務委託契約を締結した。当該契約にもかかわらず、被告は課税関係に配慮しないでマンションを建設したため、原告らは租税特別措置法37条の5の課税の特例の適用を受けられなくなり、多額の所得税及び地方税の納税を余儀なくされた。そこで、原告らは被告に対し、債務不履行に基づく損害賠償として、納税額相当額と遅延

¹³ 判例評釈として、中里実・月刊税務事例32巻1号22頁（2000）参照。

損害金の支払を求め、訴訟を提起した。

第一審東京地判平成8年1月26日（判例集未掲載）は、原告と被告らとの間で、いわゆる等価交換方式により譲渡所得に係る所得税等が課税されない形でのマンションを建設する旨の業務委託契約が成立したとは認められないとして、原告らの請求を棄却した。

原告らは控訴し、予備的請求として、被告の担当者Aは、原告らに対し、原告らの所有土地にマンションを建設し、これを他に譲渡した場合にも、租税特別措置法の適用があり、譲渡した土地の価格以上の資産を取得しない限り等価交換に当たるから課税はされない旨の誤った説明をし、その旨誤信した原告らにマンションの建設に係る業務委託契約を締結させたものであるから、契約締結上の過失があるなどと追加的な主張をした。

東京高判平成10年4月22日（判時1646号71頁）⁽⁴⁾は、譲渡所得に係る所得税等が課税されない形でマンションを建設する旨の業務委託契約については、原審判断を支持したが、予備的主張については、「元々控訴人（第一審原告）らにいわゆる等価交換方式によるマンション建設の話を持ちかけたのは被控訴人（第一審被告）であり、被控訴人の営業担当者は、等価交換方式によれば、マンションの建設に伴う課税は全くされないか、又は、特段の用意が必要な多額の税負担が生じることはない」と判断し、控訴人らに対してその旨説明していたのであるから、被控訴人の営業担当者は、マンション等の大手建設業者の従業員として、等価交換方式によるマンションの建設方式について正しい知識を持ち、十分な理解をした上、控訴人らに対し誤解を招くことがないよう正しく説明すべきであったことはもちろん、ディベロッパーが見つかった後も、控訴人ら

に多額の税負担が生じることはないように、控訴人ら及びディベロッパーとの間で、綿密な打合せ・調整を図り、工夫をするなどすべき注意義務があったものというべきである。」と判示した。

その上で、同高判は、被控訴人の担当者の注意義務違反を認め、「被控訴人には、この点において契約締結上の過失及び契約履行段階における過失があったものといわなければならない。そして、控訴人らは、被控訴人の担当者の前記説明を信頼して被控訴人との間に本件マンションの建設工事請負契約を締結し……たのであるから、被控訴人は控訴人らに対し、不法行為に基づき、これらの過失によって控訴人らに生じた損害を賠償すべき義務がある。」と判示し、不法行為に基づく損害賠償責任を肯認した。

5 相続税対策不動産建設事件

上記のような事業者や法人が租税リテラシーの欠如によって損害賠償請求を受ける事案とは異なり、一般の市民が租税上の取扱いを巡る事案に遭遇することも少なくない。平成初期のいわゆるバブル経済の崩壊の影響で、それまで行われていた相続税の節税対策が失敗した変額保険訴訟は社会問題にもなり、数百件もの節税商品過誤訴訟が発生したこともあった。

かような事案は今日においても存在する。例えば、いくつかのいわゆるレオパレス21事件の一つに岐阜地判令和2年2月28日（判例集未掲載）がある。高齢者であるAは、被告

(4) 判例評釈として、瀬川信久・判タ982号71頁（1998）、野口恵三・NBL673号80頁（1999）、加藤新太郎・ジュリ1166号104頁（1999）など参照。

レオパレス21の担当者から、Aが金融機関から融資を受けて所有地上に共同住宅を建築し、被告が同共同住宅を一括して借り上げて転貸するといういわゆるサブリース事業の勧誘を受け、建築した共同住宅を、被告に対し、契約期間30年、当初10年間は賃料額固定（その後は2年ごとに協議）等の約定で賃貸し（以下「本件賃貸借契約」という。）、被告から賃料（管理費等は控除）を受領していた。

原告（Aの相続人）は、被告が、平成22年頃から、業績回復のため、オーナーに対し賃料の減額等を迫るという活動（通称「終了プロジェクト」）を全国的に開始し、手段を選ばず、賃料の減額ありきで、強引に賃料の減額を求めていたところ、被告の担当者は、誤った説明（減額に応じなければ被告が賃貸借契約を解除できる等）をしたり、長時間自宅に居座ったり、威圧的な言葉遣いをしたりして、強引に賃料の減額に応じさせていた。現に、Aは、被告の担当者が突然同契約の解約を通告してきたため、やむなく合意解約に応じることになったと主張した。

これに対し、被告は、オーナーの節税対策としても活用されることが多いサブリース取引では、「事業の収益性だけが考慮されているわけではない」のであるから、「本件賃貸借契約の期間満了後の事情は、本件において考慮されるべき要素とはなり得ない。」などと主張した。

この事件の争点は原告の賃料に係る減額合意が錯誤によるものであるか否かであったが、岐阜地判は、かかる減額合意が「錯誤により無効である」と判示した。

不動産購入による節税効果が強調される事例は枚挙に暇がない。例えば、確定申告をすれば、その節税効果も高いなどと、マンション投資のメリットが強調されてマンションの購入が勧誘されるケースにおいて損害賠償請求が争点とされる事例などがある¹⁵⁾。

一昔前には、いわゆる変額保険訴訟が数百件にもものぼったが¹⁶⁾、同様の事例はその後も頻発しているとみてよからう。

かような消費者保護ないし投資者保護問題が発生する理由の一つに、消費者ないし投資者側における租税リテラシーの欠如を挙げることができるのではなからうか。さすれば、昨今の金融教育という「生きる力」の教育としての租税教育が改めて見直されてもよいように思われるのである。すなわち、そこにあるのは、安易なうまい節税話に騙されない力としての「生きる力」の教育の必要性である。

なお、令和4年4月から高等学校の家庭科の授業内容に、金融リテラシー教育が導入されているが、そこでは金融リテラシー教育が「生きる力」の教育として説明されている¹⁷⁾。金融リテラシー教育と同時に租税リテラシー教育についても教科化されるべきだと考える¹⁸⁾。

15) 一部認容された例として、東京地判平成31年4月17日（先物取引裁判例集82号165頁）など。認容されなかった例として、東京地判平成28年9月5日（判例集未登載）など参照。

16) 変額保険訴訟における投資者等保護問題を取り扱った論稿として、井井克彦「変額保険の節税構造と断定的判断の提供—節税商品取引における勧誘の在り方を求めて—」税通59巻4号193頁（2004）、同「変額保険勧誘をめぐる租税専門家の

説明義務(1)—東京高裁平成12.9.11判決を素材として—」税弘53巻2号73頁（2005）、同「変額保険勧誘をめぐる租税専門家の説明義務(2)—東京地裁平成11.3.30判決を素材として—」税弘53巻3号147頁（2005）、同「節税商品取引と適合性原則（上）（下）—節税商品取引における勧誘の在り方を求めて—」税通59巻2号195頁、同巻3号181頁（2004）など参照。

IV 消費者教育としての租税リテラシー教育

1 成人向け租税リテラシー教育の対象者

さて、上記Ⅲでみた事例は、国民の租税リテラシーの欠如がもたらしたものであるといえなくもない。では、いかなる形で国民の租税リテラシーレベルを上げるべきなのであるか。そもそも、成人向けに租税リテラシー教育を展開するとしても、成人向けの教育に付着する特有の問題がいくつかある。例えば、その一つが箱物問題である。すなわち、子どもたちに対する租税教育とは異なり、教室という箱がないという問題である。子どもに対する租税教育では授業カリキュラムに組み込むことで自動的に小学校・中学校・高等学校等の教室を借りることができるため、特段の箱物問題が生じないのに対して、大人の場合は具体的な問題として浮上する¹⁹⁾。また、対象者があまりにも多いという問題がある。アンドラゴジーの問題²⁰⁾も成人向け教育に特有の問題である。

かように多くの論点が所在するのであるが、これらの問題を一つひとつ解決するには、ターゲットとすべき成人を見定める必要がある。紙幅の都合上、本稿では詳細を示すことができないが、特に、前述の東京税理士会におけるアンケート調査によると、成人のうちでも若い層の租税に関する関心度や理解度が低いという結果が明らかとなっている。その層をターゲットにして成人向け租税リテラシー教育を展開するという考え方が²¹⁾、他方で、上記の節税商品過誤などの問題を前提とするとやや異なるターゲット層を考える必要があると思われる。

2 アンケート調査結果と属性

前述したアンケート調査結果のうち、例えば、第4問の「個人事業主である夫が、専業主婦である妻と小学生の子どもと3人で飲食した代金と税金の関係についてもっとも正しいと思われる取扱いはどれでしょうか?」との質問についてもクロス集計を行うと、大学や専門学校等の学生に次いで専業主婦・主夫の不正解率が高いことが分かる。

(17) この点については、酒井克彦「金融リテラシー教育と租税リテラシー教育」中央ロー・ジャーナル19巻2号3頁(2022)、同「消費者教育ないし投資者教育としての租税リテラシー教育—金融リテラシー教育論からのインプリケーション—」月刊税務事例54巻9号49頁(2022)など参照。

(18) この点について、野村修也＝酒井克彦「[対談]金融教育とセットで租税教育も」税理66巻2号264頁(2023)参照。

(19) この点について検討した論稿として、酒井克彦「租税リテラシー教育：決められた『箱物』からの解放—租税教室から租税教育・租税教育から成人

向け租税リテラシー教育へ」月刊税務事例51巻9号43頁(2019)参照。

(20) 酒井克彦「アンドラゴジー理論による成人向け租税リテラシー教育」月刊税務事例52巻1号45頁(2020)参照。

(21) そこで展開される租税リテラシー教育とは、租税とは何か、納税義務とは何かを中心的テーマとする主権者教育としての租税教育が中心になろう。酒井・前掲注(5)「シティズンシップ教育の実践としてのアクティブな租税教育」(月刊税務事例)、同・前掲注(5)「シティズンシップ教育としての租税教育」(税理)など参照。

成人向け租税リテラシー教育の必要性と課題

Q4. 個人事業主である夫が、専業主婦である妻と小学生の子どもと3人で飲食した代金と税金の関係についてもっとも正しいと思われる取扱いはどうでしょうか？

※なお、「個人事業主」とは、フリーランスの方や個人商店経営、農家、一人親方などのように、誰かに雇われることなく個人で独立して営業をしている人のことをいいます。

※以下のものからあてはまると思うものをお選びください。

SA

		n	領収書があれば、飲食代金の全額を経費にすることができる	領収書があれば、本人の分の金額に限って経費にすることができる(妻と子どもの部分は経費にできない)	領収書があれば1人5,000円までは経費にすることができる	領収書があっても原則として経費にはできない
全体		1500 100.0	245 16.3	215 14.3	101 6.7	939 62.6
性別	男性	809 100.0	111 13.7	123 15.2	65 8.0	510 63.0
	女性	691 100.0	134 19.4	92 13.3	36 5.2	429 62.1
年代	10代	209 100.0	60 28.7	39 18.7	16 7.7	94 45.0
	20代	123 100.0	28 22.8	26 21.1	3 2.4	66 53.7
	30代	160 100.0	31 19.4	28 17.5	7 4.4	94 58.8
	40代	199 100.0	29 14.6	35 17.6	13 6.5	122 61.3
	50代	205 100.0	21 10.2	27 13.2	14 6.8	143 69.8
	60代	255 100.0	35 13.7	25 9.8	26 10.2	169 66.3
	70代以上	349 100.0	41 11.7	35 10.0	22 6.3	251 71.9
性年代	男性10代	110 100.0	36 32.7	20 18.2	5 4.5	49 44.5
	男性20代	66 100.0	15 22.7	14 21.2	2 3.0	35 53.0
	男性30代	78 100.0	15 19.2	12 15.4	4 5.1	47 60.3
	男性40代	110 100.0	14 12.7	25 22.7	7 6.4	64 58.2
	男性50代	114 100.0	10 8.8	18 15.8	11 9.6	75 65.8
	男性60代	128 100.0	9 7.0	13 10.2	18 14.1	88 68.8
	男性70代以上	203 100.0	12 5.9	21 10.3	18 8.9	152 74.9
	女性10代	99 100.0	24 24.2	19 19.2	11 11.1	45 45.5
	女性20代	57 100.0	13 22.8	12 21.1	1 1.8	31 54.4
	女性30代	82 100.0	16 19.5	16 19.5	3 3.7	47 57.3
	女性40代	89 100.0	15 16.9	10 11.2	6 6.7	58 65.2
	女性50代	91 100.0	11 12.1	9 9.9	3 3.3	68 74.7

成人向け租税リテラシー教育の必要性と課題

割付	女性60代	127 100.0	26 20.5	12 9.4	8 6.3	81 63.8
	女性70代以上	146 100.0	29 19.9	14 9.6	4 2.7	99 67.8
	給与所得者（サラリーマン）	250 100.0	44 17.6	44 17.6	18 7.2	144 57.6
	個人事業主	250 100.0	28 11.2	31 12.4	13 5.2	178 71.2
	会社経営者	250 100.0	31 12.4	34 13.6	27 10.8	158 63.2
	専業主婦・主夫	250 100.0	54 21.6	29 11.6	9 3.6	158 63.2
	年金所得者	250 100.0	21 8.4	28 11.2	17 6.8	184 73.6
	大学や専門学校等の学生 （高校生を除く）	250 100.0	67 26.8	49 19.6	17 6.8	117 46.8

我が身のことなので
正答率が高い。
↓
これに対して、学生
や専業主婦は誤解
している人が多い。

また、第2問「税金は税法に基づいて計算されますが、その税法はどこで決められるでしょうか？」との問いについてクロス集計による分析を行った結果、60代男性の正答率が

63.3%だったのに対し、60代女性の正答率は28.3%となっており、性別に拠る差異が見受けられた。これらの結果はいかなる意味を有するのであろうか。

Q2. 税金は税法に基づいて計算されますが、その税法はどこで決められるでしょうか？
※以下のものからあてはまると思うものをお選びください。

SA

		n	内閣	財務省または国税庁	法務省	国会
全体		1500 100.0	107 7.1	737 49.1	80 5.3	576 38.4
性別	男性	809 100.0	45 5.6	367 45.4	29 3.6	368 45.5
	女性	691 100.0	62 9.0	370 53.5	51 7.4	208 30.1
年代	10代	209 100.0	25 12.0	102 48.8	17 8.1	65 31.1
	20代	123 100.0	17 13.8	64 52.0	6 4.9	36 29.3
	30代	160 100.0	12 7.5	93 58.1	5 3.1	50 31.3
	40代	199 100.0	15 7.5	97 48.7	15 7.5	72 36.2
	50代	205 100.0	13 6.3	102 49.8	11 5.4	79 38.5
	60代	255 100.0	11 4.3	115 45.1	12 4.7	117 45.9
	70代以上	349 100.0	14 4.0	164 47.0	14 4.0	157 45.0

男性と女性とで特に
性差が出ている。

10~30代の若い人の
知識不足が明らかに。

高齢になるにつれて、
正答率が高くなって
いることが分かる。
Q1でも同様の傾向
が出ており、基礎的
な知識の程度は高齢
者の方が高いと言え
るかもしれない。

成人向け租税リテラシー教育の必要性と課題

性年代	男性10代	110 100.0	9 8.2	57 51.8	8 7.3	36 32.7
	男性20代	66 100.0	9 13.6	32 48.5	3 4.5	22 33.3
	男性30代	78 100.0	3 3.8	45 57.7	4 5.1	26 33.3
	男性40代	110 100.0	7 6.4	53 48.2	6 5.5	44 40.0
	男性50代	114 100.0	5 4.4	52 45.6	3 2.6	54 47.4
	男性60代	128 100.0	3 2.3	42 32.8	2 1.6	81 63.3
	男性70代以上	203 100.0	9 4.4	86 42.4	3 1.5	105 51.7
	女性10代	99 100.0	16 16.2	45 45.5	9 9.1	29 29.3
	女性20代	57 100.0	8 14.0	32 56.1	3 5.3	14 24.6
	女性30代	82 100.0	9 11.0	48 58.5	1 1.2	24 29.3
	女性40代	89 100.0	8 9.0	44 49.4	9 10.1	28 31.5
	女性50代	91 100.0	8 8.8	50 54.9	8 8.8	25 27.5
	女性60代	127 100.0	8 6.3	73 57.5	10 7.9	36 28.3
	女性70代以上	146 100.0	5 3.4	78 53.4	11 7.5	52 35.6
割付	給与所得者(サラリーマン)	250 100.0	22 8.8	139 55.6	8 3.2	81 32.4
	個人事業主	250 100.0	16 6.4	130 52.0	9 3.6	95 38.0
	会社経営者	250 100.0	13 5.2	113 45.2	12 4.8	112 44.8
	専業主婦・主夫	250 100.0	16 6.4	129 51.6	24 9.6	81 32.4
	年金所得者	250 100.0	11 4.4	107 42.8	7 2.8	125 50.0
	大学や専門学校等の学生 (高校生を除く)	250 100.0	29 11.6	119 47.6	20 8.0	82 32.8

男性の50～60代は
正答率が高いのに、
女性の50～60代の
正答率が非常に低い。

加えて、第10問「両親と成人した子どもと高校生の子どものいる4人家族を考えます。全員それぞれに収入がある場合、所得税の計算はどのように行うでしょうか。」との質問に対しても、50代女性では、高校生の子どものみ合算(回答3)と回答した人が47.3%もお

り、他の年代や性別と比較して突出している。ちょうど子どもがアルバイトに出たり、社会人になったりする年齢と推察されることもある。上記第5問においてみた点と重なるところがあるが、ここでも「扶養」という考え方の誤解があるのかもしれない。

成人向け租税リテラシー教育の必要性と課題

Q10. 両親と成人した子どもと高校生の子どもがいる4人家族を考えます。
 全員それぞれに収入がある場合、所得税の計算はどのように行うでしょうか。
 ※以下のものからあてはまると思うものをお選びください。

SA

		n	一人ひとり個別に税金を計算する	夫婦(両親)の収入はまとめて税金を計算し、子どもは個別に計算する	夫婦(両親)と高校生の子どもの収入はまとめて税金を計算し、成人した子どものみ個別に計算する	家族全員の収入を合算して、家族の税金を計算する
全体		1500 100.0	601 40.1	166 11.1	511 34.1	222 14.8
性別	男性	809 100.0	346 42.8	98 12.1	249 30.8	116 14.3
	女性	691 100.0	255 36.9	68 9.8	262 37.9	106 15.3
年代	10代	209 100.0	80 38.3	28 13.4	68 32.5	33 15.8
	20代	123 100.0	46 37.4	21 17.1	37 30.1	19 15.4
	30代	160 100.0	56 35.0	15 9.4	62 38.8	27 16.9
	40代	199 100.0	85 42.7	19 9.5	65 32.7	30 15.1
	50代	205 100.0	80 39.0	19 9.3	76 37.1	30 14.6
	60代	255 100.0	102 40.0	22 8.6	94 36.9	37 14.5
	70代以上	349 100.0	152 43.6	42 12.0	109 31.2	46 13.2
性年代	男性10代	110 100.0	48 43.6	17 15.5	30 27.3	15 13.6
	男性20代	66 100.0	27 40.9	12 18.2	19 28.8	8 12.1
	男性30代	78 100.0	32 41.0	8 10.3	26 33.3	12 15.4
	男性40代	110 100.0	50 45.5	13 11.8	31 28.2	16 14.5
	男性50代	114 100.0	46 40.4	13 11.4	33 28.9	22 19.3
	男性60代	128 100.0	54 42.2	8 6.3	49 38.3	17 13.3
	男性70代以上	203 100.0	89 43.8	27 13.3	61 30.0	26 12.8
	女性10代	99 100.0	32 32.3	11 11.1	38 38.4	18 18.2
	女性20代	57 100.0	19 33.3	9 15.8	18 31.6	11 19.3
	女性30代	82 100.0	24 29.3	7 8.5	36 43.9	15 18.3
	女性40代	89 100.0	35 39.3	6 6.7	34 38.2	14 15.7
	女性50代	91 100.0	34 37.4	6 6.6	43 47.3	8 8.8

30代～50代の女性は誤解している人が多いのに対し、同年代の男性は正答率が高い。子どもに対する接し方や家族観の違いか？

30代～50代の女性において、誤解している人が多いことが分かる。子どもが成年する前後の層。

成人向け租税リテラシー教育の必要性と課題

	女性60代	127 100.0	48 37.8	14 11.0	45 35.4	20 15.7
	女性70代以上	146 100.0	63 43.2	15 10.3	48 32.9	20 13.7
割付	給与所得者（サラリーマン）	250 100.0	104 41.6	28 11.2	83 33.2	35 14.0
	個人事業主	250 100.0	99 39.6	22 8.8	79 31.6	50 20.0
	会社経営者	250 100.0	105 42.0	31 12.4	90 36.0	24 9.6
	専業主婦・主夫	250 100.0	92 36.8	25 10.0	98 39.2	35 14.0
	年金所得者	250 100.0	103 41.2	25 10.0	83 33.2	39 15.6
	大学や専門学校等の学生 （高校生を除く）	250 100.0	98 39.2	35 14.0	78 31.2	39 15.6

専業主婦の誤解が垣間見える。

このように中高齢女性の不正解率が見受けられるという調査結果となっている。他方で、医療費控除に関する質問などでの不正解率は極めて低い点も把握されているから、全ての質問について不正解率が高いというわけではなさそうである。テレビなどのマスメディアが確定申告期などに取り上げる「お得情報」のような番組で情報を得ていることが考えられるが、興味深いことに、次にみるように、特殊詐欺などを含めた各種詐欺被害を受ける層も高齢女性に多い傾向があるのである。

3 中高齢女性の社会経験の乏しさ

問2「税金は税法に基づいて計算されますが、その税法はどこで決められるのでしょうか？ 以下のものからあてはまると思うものをお選びください。」という問いに対して、クロス集計を行った結果、高齢になるにつれて、正答率が高くなっていることが分かった。問1「社会保険料と交通反則金について、正しい記述はどれでしょうか？ 以下のものからあてはまると思うものをお選びください。」との問いに対する回答でも同様の傾向が出ており、基礎的な知識の程度は高齢者の方が高いといえるかもしれないとの一応の結論めいた

ものが導出された。

しかしながら、そうした結論にもかかわらず、中高齢女性については特筆すべき点があることに注意しなければならない。すなわち、法律が国会で決定されるという点につき、女性の50～60代の正答率が非常に低く、いずれも3割に満たないという状況にあった。50代も60代もいずれも5割以上が「国税庁または財務省」と答えたのである。基礎的な知識の程度は高齢者の方が高いという結果が出た問1についても、女性の50～60代の正答率は低く同様の傾向が出ている。「社会保険料・交通反則金の両方が税金」と答えた者が3割を超えているのである。

人生経験を積むほど、税制や税金周辺の知識が増えてくるという仮説は、労働環境において社会に出ている者がそこで知識を得るからという前提があるからではなかろうか。男女雇用機会均等法をはじめとする労働環境において、女性が働きやすくなってきている、あるいはその議論が加速してきたのは最近のことであり、現在の50代、60代が就職活動を行った時期には、女性は男性に比して競争劣後の状況にあった。また、会社において仕事をしてきた期間の長さを考えても、いわゆる

寿退社といわれるように、女性は就職から数年後には結婚や出産を機会に離職するケースが大宗を占めていたと推察される。現代でこそフラット化してきているといわれている女性の年齢階級別労働力率（いわゆるM字カーブ²²⁾の解消にも時間がかかったこと、会社組織の中で責任を負う立場での経験が男性に比して乏しいことなどと重ね合わせると、50～60代の女性は男性に比して社会経験や責任職経験が少ないとみるべきではなかろうか²³⁾。

このような点がクロス集計の結果に反映されているとはいえはしまいか。ただし、70代以上の女性にこの傾向が顕著には見られない点については検討の余地があると思われる。

4 詐欺被害の状況との比較

振り込め詐欺などの被害状況を年齢や性別で分析した以下の図表を概観すると、圧倒的に70歳以上の女性の被害が突出していることが判然とする。前述のとおり、70代以上の女性における租税リテラシーの水準が低いとい

う有意な結果が出ていないので、この牽連性は明確には分からないものの、詐欺被害については、高齢者となり認知レベルが低下している点と大きく関わりを持つものと思われる。仮に70代以上の女性を考察の対象から除外したとしても、50～60代の女性が男性に比して多くの被害を受けているようである。

実際に、詐欺に対する感受性と関連する項目として、高年齢や認知機能低下のほかに、社会的幸福感の低さ、金融と健康に対するリテラシーの低さといった特性が見出されているという指摘もある²⁴⁾。

警察庁の暴力団対策課及び生活安全企画課が発表した「令和2年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」は、特殊詐欺の認知状況として、「65歳以上の高齢女性の被害認知件数は8,923件で、法人被害を除いた総認知件数に占める割合は66.0%（+0.6ポイント）」と発表している。

この辺りの研究については今後慎重な検討が必要であり、現段階で結論を導出するには

手口別 高齢被害者の割合 (法人被害を除く) (65歳以上の 被害者)	合計		オレオレ詐欺		預貯金詐欺		架空料金 請求詐欺		還付金詐欺		キャッシュカード 詐欺盗		左記以外	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	2,664	8,923	430	1,706	650	3,419	411	504	538	1,043	555	2,202	80	49
19.7%	66.0%	18.9%	75.1%	15.7%	82.7%	20.5%	25.1%	29.8%	57.8%	19.5%	77.3%	17.9%	11.0%	
	85.7%		94.0%		98.4%		45.6%		87.7%		96.7%		28.9%	

22) 前田泰伸「働く女性の現状と課題～女性活躍の推進の視点から考える～」経済のプリズム181号23頁（2019）など参照。

23) 山極清子「企業における女性活躍の阻害要因とその解決への道筋」社会デザイン学会学会誌12号12頁（2020）参照。

24) 木村敦「特殊詐欺対策研究における詐欺脆弱性認知をめぐる課題についての一考察」危機管理学研究6号98頁（2022）。なお、認知症のない高齢者

における詐欺に対する感受性の相関関係に関する研究として、James, B. D., Boyle, P. A., & Bennett, D. A., (2014) "Correlates of susceptibility to scams in older adults without dementia," Journal of Elder Abuse & Neglect, Vol.26, pp.107-122. また、軽度の認知障害と老年期の詐欺に対する感受性については、S. D. Han, P. Boyle, D. Bennett, "Mild Cognitive Impairment and Susceptibility to Scams in Old Age." Medicine, Psychology (2015).

未だ調査データが貧弱であるといわざるを得ないが、一応の仮説を述べる事が許されるとすると、比較的高齢女性の詐欺被害が多数みられる点²⁵⁾と租税リテラシーレベルとの間の相関関係には大いなる関心を寄せることができるように思われるのである。

5 中高齢女性に対する租税リテラシー教育

上記の点のみからは明確なことをいえる段階には未だ至ってはいないものの、中高齢女性が節税商品詐欺にあう可能性が一定程度高いようにも思われるところ、そうであるにもかかわらず、租税リテラシーが低いという点は予防法学的見地からは問題視することができるように思われる。

中高齢女性に対する租税リテラシー教育の在り方を検討する必要性が一定程度認識されるところである。そこで、中高齢女性が参加しやすい成人向け租税リテラシー教育の展開としては、筆者も取り組んでいるところではあるが²⁶⁾、公民館活動²⁷⁾や図書館活動²⁸⁾などが検討されてよいように思われる。

V 結びに代えて

これまで租税教育の本筋は、主権者教育であり、あるいは納税者の主体性の涵養であったように思われる。これは、成人向け租税リテラシー教育においても同様であった。納税義務の重要性を民主主義制度との関わりで理解しておくことは社会人として当然のことであるからである。

もっとも、成人向け租税リテラシー教育という視点に注目する場合、かような租税教育の必要性に加えて、「生きる力」という意味での租税教育の展開もあり得るであろう。それが、いわば消費者教育ないし投資者教育としての租税リテラシー教育である。

本論稿は、成人向け租税リテラシー教育の研究の一環として、近年実施した租税リテラシーレベルのアンケート調査結果を素材として、かかる租税リテラシー教育の新たな方向感についての若干の問題関心を示すにとどまっている。今後、深慮ある研究を展開することによって、本稿に示した仮説なるものの本質に迫る研究を展開することとしたい。

25) 澁谷泰秀＝渡部論「高齢者の詐欺脆弱性と生活の質との関連性：性別による関連性の相違」青森大学付属総合研究所紀要20巻1＝2号30頁(2019)。

26) 筆者による臨床的な研究の一環として、公民館における租税リテラシー教育を展開するという企画が進んでおり、現在、埼玉県さいたま市の公民館担当者と協議をし、対面式講義とe-公民館での講演を行うことが予定されている。また、同様に、図書館における租税リテラシー教育を展開するという企画を検討し、さいたま市での実施が予定されている。

27) 公民館活動における成人向け租税リテラシー教育に関して、酒井克彦「成人向け租税リテラシー教育における公民館の活用」月刊税務事例53巻5

号33頁(2021)。

28) 図書館活動における成人向け租税リテラシー教育に関して、酒井克彦「成人向け租税リテラシー教育における図書館の活用」月刊税務事例53巻4号48頁(2021)。その他、生涯学習と図書館との関係について、例えば、塩見昇「生涯学習機関としての公立図書館」石井敦先生古希記念論集刊行会『転換期における図書館の課題と歴史』39頁(緑蔭書房1995)、吳建中「図書館は生涯学習とリクリエーションのセンターである」同『21世紀の図書館：世界のなかの中国の図書館』〔川崎良孝＝櫻井待子＝村上加代子訳〕143頁(日本図書館協会2007)など参照。